

事故防止テスト・シリーズ

(1 5 - 1)

ガスライターの炎調整ネジ

目 次

事故概要	1
1 テストの趣旨	1
(1)相変わらず多いガスライターによる事故	1
(2)今回のテストに至る経緯	1
解説：ガスライターの炎調整と関連基準について	2
2 テスト概要	4
(1)テスト対象	4
(2)テスト期間	4
(3)購入先	4
3 テスト方法及び結果	4
(1)構造的なテスト	4
(2)漏れだしたガスに対する引火の可能性	7
(3)表示の調査	7
4 まとめ	9
(1)炎調整ネジのストッパの有無	9
(2)ガス漏れの事前察知について	10
(3)炎調整ネジの調整に伴うガス漏れと引火の可能性について	10
(4)テスト結果から考えられる事故のケース	10
(5)ストッパ設置について	11
(6)表示について	11
(7)ライターの燃焼形式について	11
5 結果に基づく措置	12
6 消費者へのアドバイス	12
別表1 テスト結果一覧	13
別表2 表示の調査結果	16
資料1 ガスライターによる事故事例	18
資料2 ガスライターの燃焼形式による分類	20
資料3 ガスライターのガスの成分と特性	21
資料4 ガスライターの一般的な事故を防ぐために	22

事故防止テスト

～ 炎調整式のガスライターに注意 ～

事故概要

ガスライターでタバコに火を付けようとしたところ、着火したとたんライター
の底のネジが抜け、そのネジ穴から吹き出したガスに引火して、爆発的に燃焼した。
このため顔面が火傷し、そばに敷いてあった布団に引火した。
ライターは2日前に購入したもので、4回使用しただけである。

1. テストの趣旨

(1) 相変わらず多いガスライターによる事故

市場には、いわゆる100円ライターや様々なキャラクターをかたどったライター、あるいは高級感あふれるライターなど多種多様なガスライターが数多く出回っている。

一方でライターに起因する事故は数多く発生している。過去10年間に全国の消費者センターに寄せられている相談件数は576件あり、その内容は「火を付けようとしたところ、爆発的に燃焼して手や顔を火傷。髪も後方まで燃えてしまった。」、「ライターから出た火が止まらなくなった。」、「ライターを落としたら破裂した。苦情の連絡先も不明。」などである。(資料1参照)

(2) 今回のテストに至る経緯

本年4月、都内の消費者センターに冒頭の相談が寄せられました。

東京都消費生活総合センターで調査した結果、当該ライター(ガスを再注入可能なタイプ。使い捨てタイプではない。)の炎調整機構の動きを制限する機能(以下ストップという)がないために、炎調整を行うと、炎調整機構の一部である炎調整ネジの勘合(雄ネジと雌ネジのかみ合せ)が外れ、或いは、当初からネジの勘合が僅かであったために着火の衝撃等でネジの勘合が外れ、ガスが漏れ出すとともにネジが勢いよく飛出す構造であることが判明した。

さらに、当該ライターには、発売元等(連絡先)の表示がなかった。

また、過去の事例を調査したところ、同様の原因と考えられる事例が数件あった。(資料1参照)

そこで、このような構造を持つガスライターによる同様な事故を未然に防止するため、市場に出回っているライターの炎調整機構のうち、ネジ式(下記解説参照)のものについてテストを行うとともに、表示についても調査し、消費者に情報提供する。

解説：ガスライターの炎調整と関連基準について

(1) 炎調整機構について

炎調整機構の主なものには、レバー式（図1参照）とネジ式（図2参照）がある。

レバー式とは、いわゆる100円ライターのように、ボディー側面のレバーをスライドさせることによって炎調整を行う形式である。

ネジ式とは、ライターの本体（底面についていることが多い）のネジをドライバ等で回して炎調整を行う形式である。

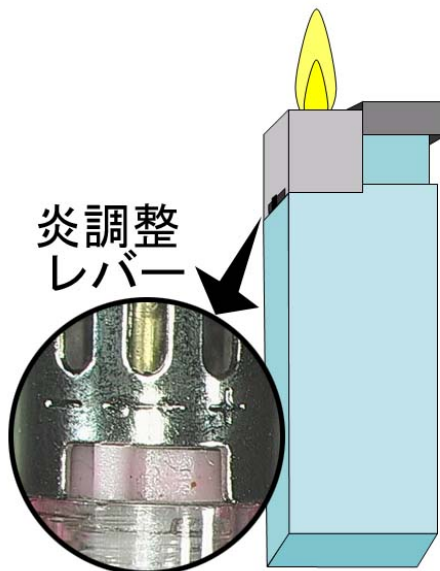


図1 レバー式炎調整機構

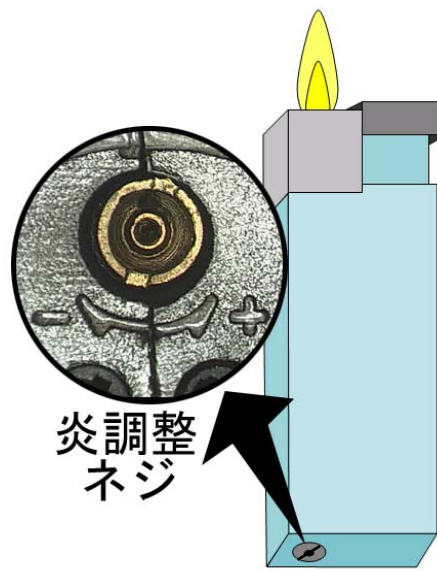


図2 ネジ式炎調整機構

(2) ネジ式炎調整機構の概要

今回テスト対象とした、ネジ式炎調整機構の構造は図3に示すとおりである。炎調整ネジはガス供給部の雌ネジとの勘合によって固定されている。

そして、炎の調整は炎調整ネジを反時計回り（+方向）に回すことでガス供給部にある炎調整スポンジを膨張させ、火を大きくする（ガスを出易くする）構造である。

なお、ネジ式炎調整機構は炎調整ネジがガス注入口を兼ねているものが多いが、ガス注入口を別に設けているものも存在する。いずれも、炎高さ調整に関する構造は同じである。（図3は炎調整ネジがガス注入口を兼ねているものを表している）

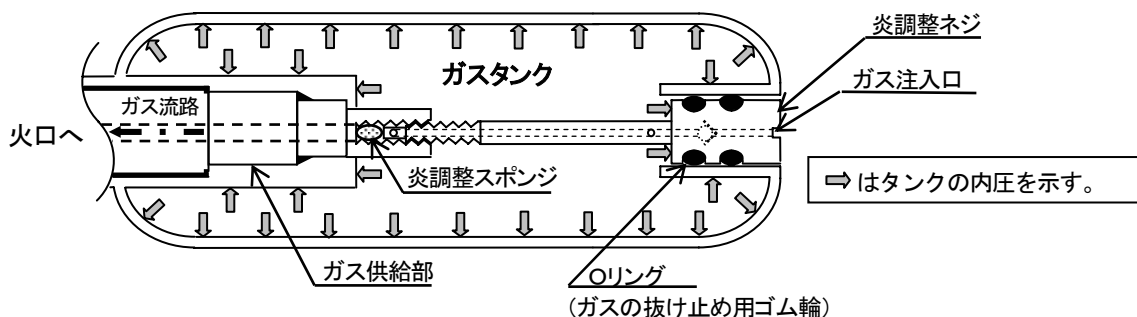


図3 ネジ式炎調整機構（注入口兼用）概念図

また、ガスタンクはキャラクター形状などを象った「外殻」に覆われていることも多い。

(3) ガスの再注入の可否について

燃料ガスの再注入の可否に関する分類は表1のとおりである。

各々適合する基準があるが、いずれの基準も任意であり満たしていなくとも販売は可能である。

表1 ガスライターに関する基準

ガスの再注入	適合する基準	制定団体
再注入可	シガレットライター消費者安全基準 (以下「基準」という)	社団法人 日本喫煙具協会 (以下「協会」という)
再注入不可 (いわゆる使い捨てタイプ)	SG安全基準 (以下「SG」という)	財団法人 製品安全協会

※ 市場調査の結果、ガス再注入不可の製品でネジ式のもの確認されなかった。

※ SG安全基準にも再注入に関する記述はあるが、現状では再注入可の製品は扱っていない。

「基準」に合格した場合は「合格品カード」または「合格品シール」が発行され、製品出荷時に合格品カード・シールをライターの包装箱に封入、またはライターのディスプレイ（ライターを陳列するケース類）に貼付することになっている。

また、SG安全基準に合格した場合はSGラベルを直接貼り付けることになっている。

「基準」に合格したライターにはPL保険が、SG安全基準に合格したライターには対人賠償責任保険が付いている。

(4) その他

ガスライターの燃焼形式による分類について資料2に、ガスの成分と特性について資料3に示す。

2 テスト概要

(1) テスト対象

ガスライターの炎調整機構の方式は「解説」の項で述べたとおりレバー式とネジ式のものがあるが、レバー式の炎調整機構は、構造上、レバーがスライドする範囲が制限されており、不用意にガスが漏れ出すとは考えにくい。このため、今回テストではネジ式に焦点を絞ることとした。

なお、市場調査の結果、ガス再注入不可の製品でネジ式のもの確認されなかった。

従って、今回のテストは、「ガスの再注入可能なネジ式製品」を対象として行うこととした。(すなわち、今回のテスト品に規格を適用するとすれば「基準」が該当する。)

同様に、市場調査の結果、ネジ式のライターの大半はストッパの有無が外観からでは確認できなかった。

そこで、今回、対象に該当する製品の中から、外観からでは炎調整ネジにストッパが設けられていることが確認できなかった製品(消費者がストッパの有無を確認できないと思える製品)を購入しテストを実施した。

(2) テスト期間

平成 15 年 7 月～9 月

(3) 購入先

平成 15 年 6 月、消費者が購入しやすい 300～500 円の製品を中心に 100 円～3,800 円の高級品まで幅広く合計 28 銘柄を都内の小売店 8 店舗で購入した。

3 テスト方法及び結果

(1) 構造的なテスト

ア ストッパの有無(詳細は別表 1 テスト結果一覧表「購入時勘合数」項参照)

ストッパ(例を図 4 に示す。)の有無及びガス漏れに関するテストを実際にライター底部の炎調整ネジを操作することにより行った。

結果は表 2 のとおりであり、今回のテスト結果では全体の約 6 割(28 銘柄中 18 銘柄)、1000 円未満の安価なものでは 7 割以上(24 銘柄中 18 銘柄)にストッパが設けられていなかった。それらは、炎調整ネジを+ (炎を大きくする) 方向に回転させると、その全数からガスが漏れだした。ガス漏れが起こるまでのネジの回転数は、購入時の状態から 4～10 回程度と製品によりバラツキがあった。

また、ガスが漏れ出すと同時にネジが脱落(飛出す: 図 5 参照)するものも確認できた。一方で、外殻が付いているライターでは、炎調整ネジの Oリング(ガス漏れ止を防止するゴム輪)等が外殻に引っかかり、ネジが脱落しないものがあること、その場合、ガスの漏れ出しが比較的穏やかでガス漏れに気づきづらい場合があることが確認できた。(そのようなものは、ライターを水中に入れ、炎調整ネジのネジ穴から泡が出たことで、ガス漏れを確認した。)

なお、ストッパは「基準」により取り付けることになっているが、基準合格品の中に

もストップの無いものがあった。(6銘柄中1銘柄)

(注：今回の調査では、「基準」に合格した旨を明記してあったライターと、(社)日本喫煙具協会発行のカタログ(「基準」合格品のみ掲載されている)で確認できたライターを合格品として計上した。)

また、ストップ付きのもので、炎調整ネジが1/2回転以上回るものは無かった。

表2 ストップの有無に関するテスト結果

価格帯	銘柄数 (個)	ストップ あり(個) (割合%) ^{※1}	ストップなし(ガスが漏れだしたもの) (個)		
			(割合%) ^{※1}	ネジが脱落(図5) (割合%) ^{※2}	ネジ脱落なし(図6) (割合%) ^{※2}
1,000円以上	4	4(100)	0(0)	0	0
1000円未満	24	6(25)	18(75) ^{※3}	6(33)	12(67)
全体	28	10(36)	18(64)	6(33)	12(67)

※1 銘柄数に対する割合

※2 ストップがない製品数に対する割合

※3 このうち1銘柄は「基準」合格品。(テストした「基準」合格品は全6銘柄)

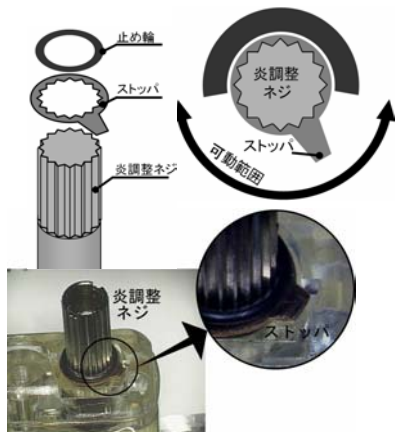


図4 ストップ(例)

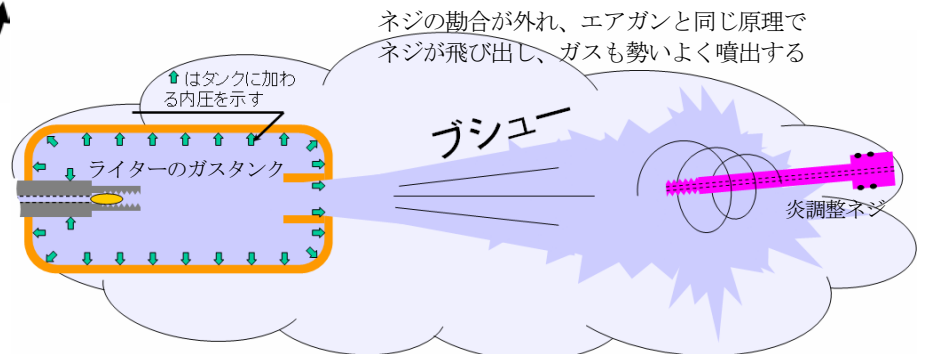


図5 ガスの噴出とネジの飛び出し

ネジの一部が外殻に引っかかるため、ネジは飛び出さないが、ガスは比較的緩やかに噴出し、ライターの回りに拡散する。

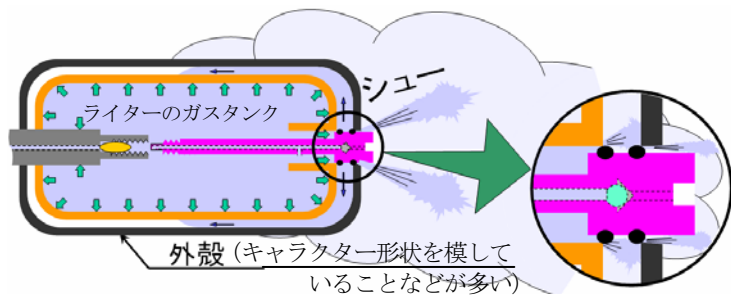


図6 ガスの噴出(比較的緩やかな噴出)

イ ネジの勘合数と着火可否との関係

炎調整ネジを炎が大きくなる方向（＋方向）、すなわち、ネジの勘合が少なくなる方向に回転させていった場合、ガス量が一定以上に増えすぎると空気との混合状態が悪くなるため、火がつかなくなることもありえる。そこで、アのテストにおいてガスが漏れだした18銘柄に対し、購入時の状態から、「何回転で火がつかなくなったか」、「何回転でガス漏れが発生したか」についてテストを行いネジの勘合数と着火可否との関係を調べた。その際、炎調整ネジは1/2回転ずつ炎の大きくなる方向に回転させて、着火の可否とガス漏れについてのチェックを行った（図7参照）。

その結果、一つの製品は、2回転強ネジを回転させると着火不能となり、それからガスが漏れるまでは5回転程の余裕があった。しかし、残り全ての製品（17銘柄）はガスが漏れ出す直前（1/2回転以下）まで着火可能であった。（図8参照）そのうち1銘柄はガスが微量に漏れている状態で着火したためにライター全体から火が出て手が炎に包まれた。（図9参照）（別表1 テスト結果一覧表「着火最低勘合数」項参照）

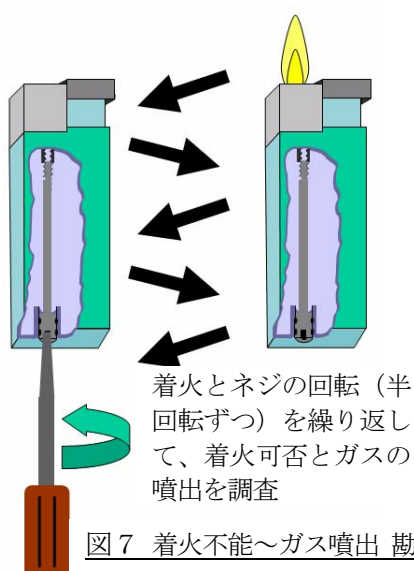


図7 着火不能～ガス噴出 勘合数調査

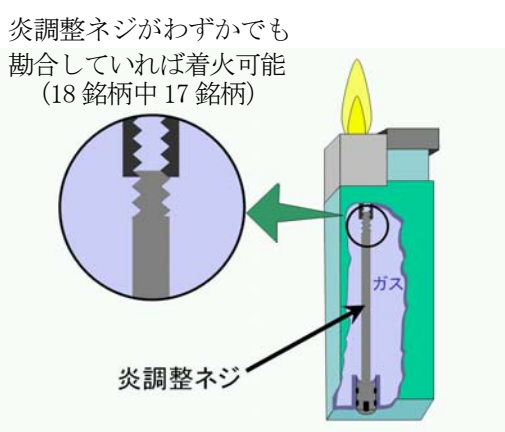


図8 着火可能な勘合状態



図9 テスト中の事例

なお、今回のテスト品の中には、通常式と内燃式（資料2参照）の2種類の火口を有するライターが2銘柄あったが、着火不可能（炎を大きくしすぎて火がつかなくなる状態）となってからガス漏れに至るまでには、どちらの銘柄でも内燃式の方が通常式に比べてネジを多く回転させなければならなかった。また、通常式が着火可能なネジの回転範囲に比べて、内燃式が着火可能なネジの回転範囲は少なかった。

また、ストッパのない内燃式のライター3銘柄では、1つの銘柄はガスが漏れ出す直前まで着火可能であったが、残り2銘柄では、着火不可能となってからガスが漏れに至るまでの炎調整ネジの回転に4回転弱～7回転の余裕があった。

ウ 着火時の炎高さ

購入時及び最大時の炎高さはそれぞれ15～50mm、30～110mmであり「基準」の100mm以下、150mm以下を満たしていた。

また、炎調整ネジを回しても、炎高さがあまり変化しないものもあった。

(別表1 テスト結果一覧表「購入時炎高さ」、「最大炎高さ」項参照)

エ ネジ調整に必要なトルク

炎調整ネジの回転に必要なトルクは 1.5~8.5cN・m であった。これは、通常のドライバを用いれば小さな力で容易に調整ができ、かつ、ドライバ等を用いなければ自然に回る可能性は少ないトルクの範囲である。(別表1 テスト結果一覧表「必要トルク」項参照)

(2) 漏れだしたガスに対する引火の可能性

ライターから漏れだしたガスの側にアロマテラピー用のろうそくがあった場合は引火して爆発的に燃焼した。(図10)

炎の代わりに煙草の火を用いて同様の実験を3度行ったが引火しなかった。(図11)

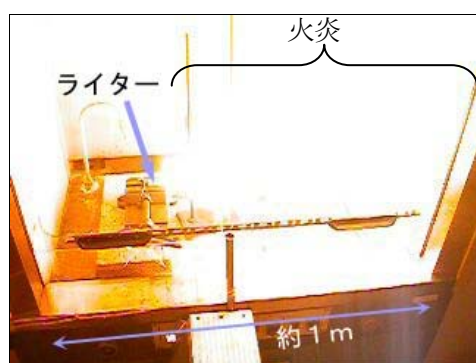


図10 燃焼試験 (ろうそく)

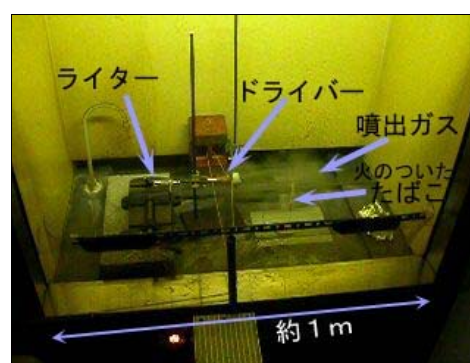


図11 燃焼試験 (煙草)

確認のため、火のついているタバコの表面温度を、熱電対（温度計の一種）を用いて簡易的に測定してみたところ、300~400℃程度であり、ろうそくの炎の温度（1000℃程度）に比べて低かった。

なお、このとき、たばこの火の中心付近の温度は700℃程度であった。

(3) 表示の調査 (表3及び別表2 表示の調査結果 参照)

テスト品ライターの表示について調査したところ、以下の結果を得た。

(なお、ライターについては、法令による表示の義務はない。)

ア 全てのライターのうち、36% (28 銘柄中 10 銘柄) には「使用上の注意」、「発売元等 (連絡先)」のいずれの表示も施されていなかった。

また、64% (28 銘柄中 18 銘柄) には「発売元等 (連絡先)」の表示が施されていなかった。

一方、今回の調査では「発売元等 (連絡先)」表示が施されているライターには、全て「使用上の注意」表示が施されていた。

なお、今回、表示がメーカーのロゴだけのライターが4銘柄あったが、それらは、消費者が直ちに発売元等と連絡を取ることが難しいと判断し、「発売元等（連絡先）」無しとして集計した。

イ 炎調整ネジにストoppaが無い（炎調整ネジを回すことでガスが漏れる）ライターについては、炎調整ネジを回すことでガスが漏れる旨の表示は1銘柄にもなされていなかった。

また、39%（18銘柄中7銘柄）に「使用上の注意」、「発売元等（連絡先）」のいずれの表示も施されていなかった。

「発売元等（連絡先）」に限ると、78%（18銘柄中14銘柄）のライターに表示が施されていなかった。

「発売元等（連絡先）」表示の施されていたライターには全数（4銘柄）「使用上の注意」表示が施されていた。

ウ 炎調整ネジにストoppaがある（炎調整ネジを回してもガスが漏れない）ライターについては、30%（10銘柄中3銘柄）に「使用上の注意」、「発売元等（連絡先）」のいずれの表示も施されていなかった。

「発売元等（連絡先）」に限ると、40%（10銘柄中4銘柄）のライターに表示が施されていなかった。

「発売元等（連絡先）」表示の施されていたライターには全数（6銘柄）「使用上の注意」が表示されていた。

エ 販売価格が1,000円以上の全てのライター（4銘柄中4銘柄）に「使用上の注意」、「発売元等（連絡先）」を明記する取扱説明書が、包装箱に同封されていた。

オ 販売価格が1,000円未満のライターのうち42%（24銘柄中10銘柄）に「使用上の注意」、「発売元等（連絡先）」のいずれの表示も施されていなかった。

「発売元等（連絡先）」に限ると、75%（24銘柄中18銘柄）のライターに表示が施されていなかった。

「発売元等（連絡先）」表示の施されていたライターには全数（6銘柄）「使用上の注意」表示が施されていた。

カ 「基準」に合格していないライターには、注意表示等が無いものが40%（22銘柄中9銘柄）を占めた。

また、「基準」では、合格品には製造者（販売者）及びその他注意事項の記載がなされることになっているが、合格品にも表示のないものがあった。（6銘柄中1銘柄）

同様に、「基準」では、合格品には製品出荷時に合格品カード・シールをライターの包装箱に封入、またはライターのディスプレイ（ライターを陳列するケース類）に貼付することとなっているが、販売時にはそれが無いものもあった。（6銘柄中3銘柄）

キ 「損害保険」に関する表示があったライターは36%（28銘柄10銘柄）で、そのうち1個には「発売元等（連絡先）」の表示がなかった。

なお、「基準」合格品にはPL保険が付いているが、合格品の中にもPL保険に関する表示が無いものがあった。（6銘柄中1銘柄）

ク 全てのライターのうち、7%（28銘柄中2銘柄）には英語の注意表示のみで日本語の注意表示や「発売元等（連絡先）」の表示は無かった。

表3 表示の調査結果 () 数字は分類ごとの%

ライターの分類	銘柄数	注意表示等がないもの※1	注意表示等があるもの						
			の注意	使用上の	(連絡先) 発売元等	損害保険	表示箇所		
							本体	本体添付のタグ	包装箱内
炎調整ネジにストッパ無し	18	7 (39)	11 ※2,3 (61)	11 ※2 (61)	4 (22)	4 (22)	7 (39)	2 (11)	2 (11)
炎調整ネジにストッパ有り	10	3 (30)	7 (70)	7 (70)	6 (60)	6 (60)	3 (30)	0 (0)	4 (40)
販売価格1,000円以上	4	0 (0)	4 (100)	4 (100)	4 (100)	4 (100)	0 (0)	0 (0)	4 (100)
販売価格1,000円未満	24	10 (42)	14 ※2 (58)	14 ※2 (58)	6 (25)	6 (25)	10 (42)	2 (8)	2 (8)
合計	28	10 (36)	18 (64)	18 (64)	10 (36)	10 (36)	10 (36)	2 (7)	6 (21)

※1 表示がメーカーのロゴらしきものだけの銘柄（4銘柄）は注意表示なしに含めた。

また、このうち1銘柄は「基準」合格品。（テストした「基準」合格品は全6銘柄）

※2 これらのうち2銘柄は英語表示のみで日本語表示は無かった。

※3 炎調整ネジを回すことでガスが漏れる旨は、どの銘柄にも表示されていなかった。

4 まとめ

(1) 炎調整ネジのストッパの有無

全体の64%（28銘柄中18銘柄）の炎調整ネジにストッパが無かった。特に、「基準」に合格していない製品にストッパの無いものが多かった。（22銘柄中17銘柄）

それらの製品は、炎の調整を行うとネジのかみ合せ（勘合）が外れ、ネジが外れるとともにネジ穴からガスが漏れ出し、このガスが炎などに引火すると、爆発的な燃焼に至る場合がある。

また、炎調整の際、炎調整ネジを覗き込んでいると、飛び出したネジが目当たることも考えられる。

一方、炎調整ネジにストッパ機構を有するはずの「基準」合格品にも、ストッパのないものが含まれていた。（6銘柄中1銘柄）

(2) ガス漏れの事前察知について

ガスが漏れだしたライターの大半（18銘柄中17銘柄）は、ガスが漏れの直前でも、炎が消えたり「基準」の範囲以上に炎が大きくなったりはせずに着火可能だった。

このため、大半のライターでは、着火の可否から、ガス漏れやネジの脱落を事前に察知することは難しいことが解った。

また、炎調整ネジの勘合は外れているものの、ネジが外殻に干渉してしまい、ガスの漏れ量が比較的穏やかな場合があった（18銘柄中12銘柄）。

このような場合、消費者がガス漏れに気づかずに着火を行い引火に至る可能性が考えられる。

なお、銘柄の中には、炎調整ネジを回転させても、炎高さがあまり変化しないものもあったが、この原因としては、炎調整スポンジの弾性が劣化していることなどが考えられる。

(3) 炎調整ネジの調整に伴うガス漏れと引火の可能性について

ア 炎調整ネジにストッパの無いライターに対し、炎調整ネジを1/2回転（180°）ずつ回して着火の可否とガス漏れを確認したところ、18銘柄中1銘柄で着火の際にネジの勘合が外れてガスが漏れ、引火した。

このことから、炎調整によりガス漏れが起こると、当該ライターの炎により引火に至る可能性が有ることが確認できた。

イ 火のついたタバコの付近でライターからガスが漏れても、容易には引火しないことが解かった。これは、タバコの火の内部はかなりの高温（600～900℃程度）であるものの、表面は300～400℃とさほど高温ではないため、容易には引火しないのではないかと考えられる。

しかしながら、今回の実験結果は、タバコによる着火の危険性を全く否定するものではないので、注意が必要である。

ウ 一方で、炎の付近で、或いはライター着火後の火のついた状態で、ライターからガスが漏れると、容易に引火して爆発的に燃焼することが確認できた。

これらのことから、炎調整機構にストッパを有しないライターを使い続け、炎調整を行った場合、今回、冒頭に事例で掲げたような事例の再発可能性は十分にあり得るものと推定される。

特に、ア項の検討結果より、炎調整ネジの勘合が10°（1/36回転）程度となった場合には、着火と同時にネジが抜ける可能性があるため、炎調整ネジを小刻みに動かしていると、事例のような事故が再発してしまう可能性が高まるものと推定される。

(4) テスト結果から考えられる事故のケース

ストッパの無い製品を使い続けた場合、炎調整の最中に炎調整ねじを回転させすぎて、或いは、炎調整の際にネジの勘合がごく僅かとなったことに気づかないまま着火を行い、着火の衝撃でネジの勘合が外れて、ガス漏れに至るケースなどが憂慮される。

従って、炎調整機構にストッパがあるかどうか解からない製品は、出来るだけ炎を小さくして（炎調整ネジを”－”方向に回して）使うようにすると危険性が下がる。

また、もし、ストッパの有無をどうしても自分で確認しなければならない時は、”＋”

方向に回すことは危険である。また、“－”方向に回した場合も、1/2回転（180°）以上動くものはストッパが備わっていない可能性が高いので要注意である。

(5) ストッパ設置について

炎調整ネジを回すことにより炎の大きさを調整する操作は、一般に認知されている操作であり、かつ、気温、気圧、ガスの内容量等により消費者が当然に行う操作でもある。

しかし、今回のテスト結果より、そのような操作を行った際には、冒頭の事例のような事故が再発する可能性が有ることが判明した。

そのような点から考慮すると、今回の様なストッパのない炎調整ネジの構造は、安全上問題がある。このため、事故防止の観点から、不用意な操作に対して対策を施すべきである。

その方策としては、一般的に行われているように、炎調整ネジにストッパを設け、物理的にネジの可動範囲を規制することが有効であると考えられる。

ストッパを設けることは、炎調整ネジに突起のあるリングをはめ込む程度の簡単な行程で可能である。（図4参照）さらに、今回のテスト品の中にもストッパを有したライターが36%（28銘柄中10銘柄）あったことや、「基準」でもストッパを設けることとなっていることなどからも、消費者の安全を第一に鑑み、不測の事態を避けるためにも是非とも炎調整ネジにストッパを施すべきである。

(6) 表示について

表示内容を調べたところ、全てのライターのうち、「使用上の注意」、「発売元等（連絡先）」のいずれも表示が無いものが36%（28銘柄中10銘柄）、「発売元等（連絡先）」の表示が無いものが64%（28銘柄中18銘柄）あった。

特に、炎調整ネジにストッパが無いライターや1000円未満のライターでは「発売元等（連絡先）」表示の無いものが70%以上（それぞれ78%：18銘柄中14銘柄、75%：24銘柄中18銘柄）を占めており、それらの商品で事故等が起きた際に、消費者はただちには発売元と連絡を取ることができない状態であった。

さらに、炎調整ネジにストッパが無い（炎調整ネジを回すことでガスが漏れる）ライターについては、炎調整ネジを回すことでガスが漏れる旨の表示は1銘柄にもなされていない（18銘柄中0銘柄）。

また、「基準」の合格品の中にも義務付けられている注意表示等が施されていないものがあった。（6銘柄中1銘柄）

ライターは、内部に可燃性ガスを有し、かつ危害危険事例の報告も多い製品であることから、消費者の安全を第一に鑑み、注意表示や発売元等の表示は最低限施されるべきである。

(7) ライトアの燃焼形式について

今回、通常（外燃）式と内燃式のライターを比較したが、通常式が着火可能な炎調整ネジの回転範囲のほうが、内燃式が着火可能なネジの回転範囲より広がった。

また、通常式のライターは、ガスが漏れ出す直前まで着火可能なものが多かった（ス

トッパの無い17銘柄中16銘柄)が、内燃式のライターではガスが漏れ出す直前まで着火可能なものは少なかった(ストップの無い3銘柄中1銘柄)。(注:2銘柄は内燃式と外燃式の複数の火口を有していた。これらは共に、通常式の火口では、ガス漏れ直前まで着火可能であったが、内燃式の火口ではガス漏れ直前まで着火可能では無かった。)

このことから、消費者がガス漏れや引火に至るまで炎調整ネジを回す可能性は、通常式のライターの方が内燃式のライターにくらべて、より高いと考えられる。

5. 結果に基づく措置

- (1) 国に対し、ガスライターの安全性向上について製造業者や輸入事業者を含む販売事業者を指導するように要望する。
- (2) 関係団体に対し以下について要望する。
 - ア 製造業者団体に対し、安全自主基準の明確化及び遵守をはかること。
 - イ 販売業者団体に対し、製造業者団体等が定める安全基準に適合した製品等安全性の高い商品を取扱うよう努めること。また、製造、発売元などの連絡先表示がある製品を取扱うこと。
- (3) 消費者及び区市町村の消費生活センター等の関係機関に情報提供する。

6. 消費者へのアドバイス

- (1) 炎調整ネジにストップのないライターは、炎を調整する時にネジが飛び出して外れ、抜けた穴からガスが噴出する場合があります。

炎調整ネジに触るときは、火の気のあるところを避け、覗きこまないなど注意しましょう。
- (2) 万一事故が発生したときのため、製造・販売者名や連絡先などが記載されているものを購入しましょう。取扱説明書は保管しておきましょう。
- (3) 商品の欠陥が原因で事故が起こった場合、補償対象になるので、連絡先の記載がある保険付きのものを目安に購入すると良いでしょう。